



Title	カントにおける道徳学と法学の構想（一）
Author(s)	坂本, 武憲; SAKAMOTO, Takenori
Citation	北大法学論集, 39(5-6上), 201-220
Issue Date	1989-08-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16658">https://hdl.handle.net/2115/16658</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(5-6)1_p201-220.pdf



# カントにおける道徳学と法学の構想(一)

坂本 武憲

## 目次

- 一 序論——道徳学と理性批判との関係
- 二 対象を認識する仕方のア・プリアオリな原理

### 一 序論——道徳学と理性批判との関係

カントによれば、およそ道徳に関する学(法学を含む)にとつての最大の難問は、そのような学が自然機構の必然性に関する学(自然に関する学)とは別に存在しうるのか、それとも後者

だけが可能であり、前者はそれに席を譲らなければならないのかという点にあるという。その訳は、正に道徳に関する学のような位置付けに由来する。すなわち、この学は因果的必然性とは全く正反対の意思の自由性を前提とする学でなければならぬ<sup>1)</sup>。まずその点の論証に目を向けてみよ

う。

客体からの感性的誘因によつてのみ確定されうる恣意選択は動物的なものであろう。これに対して人間の恣意選択は、なるほど欲求を介してこの誘因によつて触発されるが、確定されてしまうものではない。それ故この誘因によつて確定されることなく、純粹な意思に基づく行為へと確定されることもできるのである。そして恣意選択の自由性とはこのような感性的誘因による確定からの独立のことに他ならない。<sup>(2)</sup> それではこの自由な恣意選択をなす意思は——感性的誘因によつて規定される欲求とは異なり——何によつて規定されるというのであるか。それこそが道徳原則であり、意思の自由性とはそれが他のなものにも規定されることなく、この道徳原則によつて正しいとされるものだけを選択する能力を有することを意味するものなのである。<sup>(3)</sup> 道徳に関する学とは、我々の意思を規定するかかる道徳原則の探究を目的とするものであるが、この学の対象についてはまず次の諸点を指摘しておく必要がある。第一には、我々の意思は必然的に道徳原則に規定され、それを直ちに実行するようにはできていないから、このような不完全な意思をしか持ちえない存在者に対しては、道徳原則は「べし」(sollen)という命法とならざるをえないということである(そ

れ故道徳原則と必然的に一致する完全な意思を持つ存在者に対してならいかなる命法ともなるものではない<sup>(4)</sup>)。第二には、この「べし」という命法は、何かある任意の意図を達成するためにこうすべしという仮定的命法であつてはならないということである。なぜならこのような命法では我々がその意図を放棄しさえすれば、いつでもかかる指定から解放されることになるからである。逆に道徳原則は、この命令の反対のものを選ぶ任意性を意思に一切許さない無条件的・断定的命法でなければならぬ。換言すればその原則を制限するいかなる条件をも含まない普遍的原則でなければならぬということである。<sup>(5)</sup> そして第三には、このような道徳原則は経験からは決して得られるものではないということである。というのも、経験が提供する命法はせいぜい仮定的命法であり、むしろ道徳原則は、経験が提供する偶然的根拠に基づく総ての影響から自由であるということと<sup>(6)</sup>ろにその価値があるからである。

右の諸点を承認するならば、最初に述べた困難の解決は、我々の考える力(理性)は自然機構の因果的必然性(自然法則)を認識する能力に加えて、自からの意思を規定するための道徳原則を与える能力があるかということに帰着することになる。しかもこの道徳原則は、ある結果を欲するならば、この手段によ

らなければならぬという分析的な実践命題ではなく、いかなる結果も度外視してこうすべしと命ずる総合的な実践命題でなければならず、そして経験から得られたものであつてはならぬのであるから結局この困難の解決は次の点の究明にかかつてくることになる——「理性は経験に一切かかわりなく総合的判断をなすことができるか」。(7) カントはこの経験に一切かかわりない認識(ア・プリオリな認識≡純粹認識<sup>(8)</sup>)の原理をもたらず能力を純粹理性と名付け、この能力そのものの検証——すなわち「ア・プリオリな総合的判断はどのようにして可能か」ということの検証——を純粹理性批判と呼んだ。そしてカントがこの批判において目的とするところは全く次の点にあつた。すなわち、まず我々が対象を認識する仕方(ア・プリオリに可能である限りでの)を説明し、その上でこの純粹理性の能力を我々の経験の限界を超えて思弁的に適用すること(例えば自由を認識するための使用)の不可能を証明すること、またそうすることによって理性の実践的使用に基づく道徳に関する学が自然に(9)関する学とは別個に成立しうる可能性を証明することである。以下この順序に従つて彼の労苦の成果を一つ一つたどつてみることにしよう。

- (1) Kritik der reinen Vernunft, 2. Aufl. (B), 1787, Vorrede, X XIX. (以下「reine Vernunft」(B)と略す)。  
篠田英雄訳「純粹理性批判」(『岩波文庫』四二頁)以下篠田「純理」(B)と略す)。なお翻訳本は筆者が参考としたものだけを引用するにとどめた。この点の御寛恕をお願いしたい。
- (2) Die Metaphysik der Sitten, 2. Aufl. (B), 1798, S. 5 ff. (以下「Metaphysik」(B)と略す)。森口美都男・佐藤全弘訳「人倫の形而上学」(野田又夫責任編集「世界の名著 39 「カント」中央公論社」三三四頁(以下森口・佐藤「人倫」と略す))。
- (3) Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, 2. Aufl. (B), 1785, S. 36 ff. (以下「Grundlegung」(B)と略す)。  
篠田英雄訳「道徳形而上学原論」(岩波文庫)六五頁(以下篠田「原論」と略す))。
- (4) Grundlegung, (B), S. 36 ff. 篠田「原論」六六頁以下。
- (5) Grundlegung, (B), S. 49 ff. 篠田「原論」八三頁。
- (6) Grundlegung, (B), S. 61. 篠田「原論」九六頁以下。
- (7) ある主語の述語に対する関係で考えられている総ての

判断において、この関係は二通りの仕方でも可能である。

すなわち述語Bが、主語Aの概念の中に（隠されて）既に含まれているものとして主語Aに属するか、もしくは述語Bは主語Aに確かに結び付いているが、Aという概念の全く外にあるかのいずれかである。第一の場合が分析的判断（Urteil analytisch）と呼ばれ、第二の場合が総合的判断（Urteil synthetisch）と呼ばれる。分析的判断は述語によつては主語に何ものをも付け加えず、既に主語において（混乱してであれ）考えられていた部分概念に分解するだけであるところから、説明的判断（Urteil änderungsurtel）ともいわれる。これに対して総合的判断は、主語の概念では全く考えられておらず、従つて分析では引き出せない述語の概念を付け加えるものであるから、拡張的判断（Erweiterungsurtel）ともいわれる（reine Vernunft, (B), S. 10 ff. 篠田「純理(上)」六五頁以下）。

(8) 純粹認識は、絶対的な普遍性と必然性をもつものであり、その点で帰納による比較的な普遍性と必然性をしかもたない経験的認識から区別される。

(9) reine Vernunft, (B), Vorrede, XXIX. 篠田「純理

(出) 四二頁以下。

## 二 対象を認識する仕方のア・プリオリな原理

### 1 感性の形式について

対象は我々の感性（我々が対象から触発されるという仕方によつてその表象を受けとる能力<sup>(1)</sup>）を通して、我々の知覚の内に直観を生ぜしめる。そして我々の認識は——それがどのような仕方でもたどんな手段によるにせよ——この直観によつて直接に対象に関係する。なぜならこれ以外の仕方ではなんらの対象も我々には与えられないからである。それ故認識の手段たる一切の思维も、この感性を通しての直観のみを照準とするものであるから、対象の認識の仕方の解明にあたっては、まず我々の感性をとりあげなければならぬ<sup>(2)</sup>。

我々は我々の知覚の一つの特性としての外感（außer Sinn）によつて、対象を我々の外にあるものとして表象する。つまりこれらの対象を残らず空間において表象する。そしてその内部で対象の形態や大きさ、および対象相互の関係が規定され又は規定されうる。それではこの空間とはどのようなものなのか。

空間は現実存在するものとしてみよう（絶対的実在性の承認）。すると我々は、無限の広がりを持ち、そして一切の現実的な物を包括するためだけに存在する——だがそれ自体は現実的ではない——不可解な物を想定せざるをえなくなる。<sup>(3)</sup>そうではなく、空間とは我々の知覚が外的対象を直観する形式として、我々に主観的に備わっている条件なのではないか。カントはこのことを詳述するためにまずいくつかの概念の定義をなす。我々が対象から触発される限りで、対象が表象能力に与える効果は感覚である。感覚を介して対象に関係するような直観は経験的直観である。そしてこの経験的直観へと規定がなされる対象を現象という。これらを前提にカントは先の点を次のように説明する。現象において感覚に対応するもの（現象の実質と呼ぶ）は確かに我々に経験的に（ア・ポストエリ）のみ与えられる。だがこの現象の雑然性がある関係において整理されるものとする現象の形式は我々の知覚の内にア・プリオリに用意されていないなければならない。<sup>(4)</sup>このア・プリオリな形式こそ空間であり、そのことは次のことから分かる。すなわち我々は対象の存在しない空間を考えることは格別むづかしいことではないが、空間がないということ表象することは絶対に不可能だということである。<sup>(5)</sup>この点から見ても空間は現象に依存す

る規定ではなく、外的現象そのものを可能ならしめる主観的条件とみなさなければならぬことが分かる。かくして空間は感性的直観一般の純粹形式として、それ自体ア・プリオリな我々の主観に備わった）純粹直観であるということになる。そしてまたこの説明こそ、空間の諸性質を規定する幾何学命題——例えば「空間は三次元をもつ」という命題——が必然的命題であること（経験的判断ではありえないこと）、更にはア・プリオリな総合的認識としての幾何学自体が可能であることを理解せしめうる唯一のものである。<sup>(6)</sup>

右の究明から重要な結論が引き出される。それは、我々は感性の特殊な条件としての空間を、物自体を可能ならしめる条件とすることはできず、物の現象を可能ならしめる条件となしうるだけだということである。換言すれば、我々の直観する物は、それ自体としては、我々がそのようなものとして直観する物、と同じではないし、物相互の関係もそれ自体としては我々に現われているような性質のものではないということである。我々の受容性から引き離されたところの対象の状況がどのようなものであるかは、我々には全く知られないのである。<sup>(7)</sup>

一切の感覚に属するもの（現象の実質）をある関係において

整理して、それを經驗的直観となすもう一つの純粹直観（純粹形式）は時間である。カントは次にその究明にとりかかる。時間も空間と同じく我々の知覚に主観的に備わるア・プリオリな形式である。そのことは次のことから分かる。すなわち、現象を時間から除き去ることは格別むづかしいことではないが、しかし現象一般に関して時間そのものを除き去ることは不可能だからである。そして時間は一次元のみをもつとか、多くの異つた時間は継起的であるなどの原則の必然性は、かかるア・プリオリな必然性に基づくのである。すると時間については次のようないくつかの帰結を生ずる。(a)時間はそれ自体として存在するものではない。さもなければ永遠で無限な、そして他の一切の物を包括するために存在する——だがそれ自体は現実的ではない——不可解な物の存在を承認しなければならなくなるであろう。また時間は客体的規定として物に附屬しているなにかあるものでもない。さもなければ対象よりも前に時間は存在しえないし、それについてのア・プリオリな認識も成立しないであろう。(b)時間は内感(Inner Sinn)の形式である。時間は形態にも位置その他にも必要ではないから外的現象の規定ではありえない。反対に時間は我々の内的状態における諸表象の関係を規定するものである——従つてこの時間という形式

が備わっていないかたならば、物の同時存在も継起も知覚さへもされなかつたであろう。(c)一切の表象は——外的な物を対象とするにせよそうでないにせよ——知覚の規定として内的状態に屬し、この内的状態は内的直観の形式的条件すなわち時間に従つてゐる。それ故時間は一切の經驗のア・プリオリな条件であり、しかも内的現象の直接の条件であり、またこれによつて間接的に外的現象の条件でもある。もし我々が、我々に特有なこの表象方法を無視して、物一般を云々するとすると、時間はもはや客観的でなくなる。我々のこの受容性から引き離されたところの対象の状況がどのようなものであるかは、我々には全く知られないのである。(9)

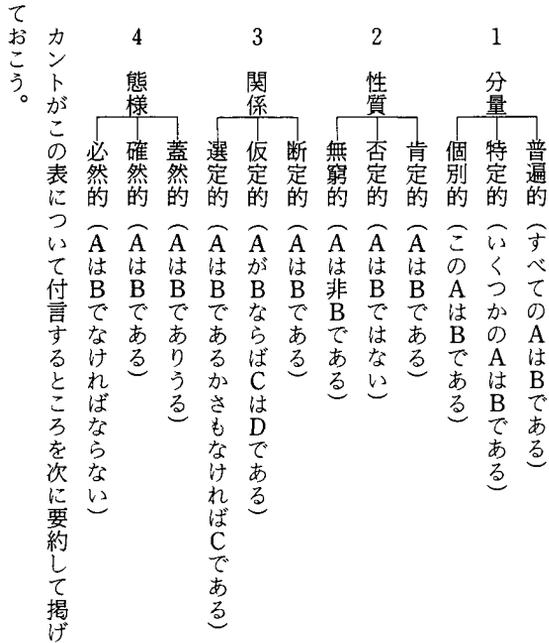
以上の究明によつて、先の一般的課題「ア・プリオリな綜合的命題はどのようにして可能か」を解決するための要件の一つが、ここに獲得されることになった。すなわち、我々がア・プリオリな判断において概念を越えようとする時には、その概念にはなく正にその概念に対応する直観においてそれに綜合的に結び付けうるものがア・プリオリに見出されなければならないのであるが、我々は純粹直観たる空間と時間においてそのようなものと出会うことになるのである。(10)

2 悟性の思惟形式について

感性は、対象から知覚の規定としての表象(直観)を受けとる能力であった。これに対して対象をこの表象との関係で思惟する能力が悟性である。前者は受容性を機能とし後者は認識の自発性を機能とするものである。この二つの能力はそれらの機能を互いに取り替えることはできない。悟性は何ものも直観しえないし、感性は何ものも思惟できないからである。そしてこの両者が結合してのみ認識が生じうるのである。<sup>(11)</sup>ところで悟性はその認識機能のための道具として概念のみをもつが、それによつて判断する以外の使用をなしえない。では悟性は、この判断のために概念をどのように使用するのであろうか。我々が認識能力をはたらかせると多様な概念を生じる。最初は対象の表象(直観)に直接対応する概念が作られるが、次第にその直接的表象だけでなく他の多くの表象を含む概念も作られてくる。すると悟性による判断とは直接的表象をより高次の表象へと統一し、それによつて多くの認識を一つの認識にまとめることであるに違いない。そしてその統一を概念を用いてなすのである——例えば金属の表象もそれ自体の表象の内に含む物体という概念を用いて、「すべての物体は分割しうる」という判断にまとめるのである。<sup>(12)</sup>そこで次には重要な問いが発せられる。それ

は、我々はこの判断をなすための道具として経験的概念——その表象が経験から得られた概念——だけを持ち、ア・プリオリな概念——その表象が全く経験にかかわりのない概念——をもたないのであろうかということである。もしもたないとする悟性も受容性として考えられなければならない。これは悟性の機能に反することになる。自発性を機能とする悟性ならば、経験が与えられる以前に、それに自発的判断を加えるための道具であるいくつかのア・プリオリな概念が、主観的条件として備わっていないなければならないのではないか。カントはこのような概念を純粹悟性概念(カテゴリー)と名付けると共に、次のような方法でその発見にとりかかる。すなわち、判断一般からその一切の内容を度外視して悟性の思惟形式だけに着目し、その自発的判断機能(論理的機能)を剩すところなく指示する方法である。そうすればその機能のために必要な純粹悟性概念(カテゴリー)も剩すところなく発見しうるであろう。カントはこの方法に従い四つの判断機能とその各々について三つの判断因子(Moment)を完全な表として指示する。<sup>(13)</sup>

判断の



① 論理学者は、述語概念がすべて主語概念にあてはまる——主語概念のいくつかにだけあてはまり他のもは除外されるという関係がない——という点で個別的判断と普遍的判断を同様に取り扱いうるとするが、判断の分量という見地から両者を比較してみると、それらは単一性と無限性の関係をなすのであって本質的に異なるものである。だから思惟一般の判断

因子の完全な表にあつては、別個の位置を占めるのが当然である。

② これと同様に一般論理学では無窮的判断を肯定的判断のなかに加えているが、これは述語の一切の内容(述語が否定的であつても)を度外視して、ただ述語が主語に付け加えられるか対立せしめられるかだけを問題とするからである。しかしながら否定的述語による肯定をその価値又は内容に従つて考察し、又それがもたらす利益を認識全体を顧慮して考えてみるならば、この判断は制限的なものに過ぎないことが分かる。例えば「靈魂は不死的である」といえばなるほど論理的形式の上では肯定であり、「靈魂は死なない」という一つの否定的判断に過ぎないものとは異なる。これによつて靈魂が不死的な存在という無制限な外延のなかに入られるのだからである。しかしこの命題でいわれているのは可死的なものを除いた無限数のものうちの一つが靈魂であるということに過ぎず、この除去がなされた後の空間は依然として無窮的であり——なおもつと多くの部分が除去されうるであろうが——そのことによつて靈魂の概念はいささかも増すことはなくまた肯定的に規定されるものではない。だから論理的外延に関するこの無窮的判断は、認識内容一般との関係では實際制限的であり、そうである以上

すべての判断因子を剩さず含む表にあつては見落されてはならないものである。なぜならこの場合に行使される悟性機能は、多分そのア・プリオリな純粹認識の領域においては重要なものでありうるからである(後述)。

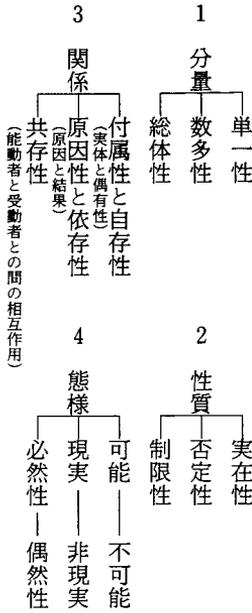
③ 判断における思维の關係は次の三通りですべてである。(a) 述語の主語に対する關係、(b) 理由の帰結に対する關係、(c) 区分の対象となつた認識と相互的に集成された区分項目との關係。第一の判断因子では二個の概念だけが、第二では二個の判断が、また第三では二個以上の判断の相互關係が考察される。「もし完全な正義があるならば、不逞を通す悪人は処罰される」という仮定的判断は二つの命題の關係を含むが、しかしそれらがそれ自体真か否かはまだ決定されていない。ここでは帰結だけが考えられているのである。選定的判断は、二個もしくはそれ以上の命題の相互關係を含むが、これらは一方の範圍が他方の範圍を排除する以上は連絡の關係ではなく、論理的對立の關係である。しかしこれらの命題が相まって元來の認識の全範圍を充足するのであるから、同時にまた總ての命題は共存の關係をなし、一つの認識の範圍における諸部分の關係にある。各部分の範圍は区分された認識の全體的總括のために他の部分範圍の補足要素となつてゐるからである。例えば「世界は盲目

的偶然によつて存在するか、さもなければ内的必然性によつてか、さもなければ外的原因によつてか、のいずれかである」という命題がこれである。

④ 判断の態様は、判断の全く特殊な機能である。それは判断の内容には何も加えるところがなく(分量、性質及び關係のほかに)はもはや判断の内容をなすものはないからである)、ただ思维一般に關しての連辭(Kopula)——結合される述語のうち助動詞やある形での sein werden scheinen bleiben で形成される部分——の價值だけに關係する。蓋然的判断は、前述の仮定的判断の二つの判断や選定的判断の選定肢の如く何びとかがそのようなことを想定してみることができるといふ論理的可能性(客観的可能性ではない)を表現する命題であり、かかる命題の悟性における任意的採用に過ぎないものである。確然的命題は論理的現實性即ち論理的眞実を言い現わす命題であり、例えば仮定的理性推論<sup>14</sup>——前述の「もし完全な正義があるならば、不逞を通す悪人は処罰される」がこれにあたる——において上位命題で蓋然的に規定されている前件が、從屬命題では確然的命題に変更されて現われる如くである。この命題は後述する(悟性)法則に則つてそれが既に悟性と結び合はされてゐることを表示するものである。必然的命題は確然的命題がこの悟

性法則によって規定されたもの、それ故ア・プリオリに断言するものと前提してそのような論理的必然性を表現するものである。ここでは全部が悟性と段階的に結び合わされているのであるから、この三つの態様の機能も同様に思惟一般の因子と呼びうるのである。

悟性は、先に示した経験的概念による分析的統一のほかにも、ここでの自発的判断機能によって、諸表象に先験的内容をもたらしところの総合的統一をなすのであるが——その仕方については後述——そのために必要な道具としての純粹悟性概念(カテゴリー)は、当然のことながら前掲の判断表に列挙されている論理的機能と同数のものでなければならぬ。カントが体系的に作製したカテゴリー表は従つて次のようなものとなる。<sup>16)</sup>



カントがこの表の理解のために付した主な注記は要約するところ次のようなものである。

① 各項目が三個ずつのカテゴリーであるということは考察を必要とする。概念によるア・プリオリな総ての区分は普通は二分法でなければならぬからである。しかも第三のカテゴリーはどれもその項目の第一のものと第二のものとの結合から生ずるということにもなっている。すなわち総体性は数多性が単一性としてみなされたものにはかならないし、限局 (Einschränkung) は実在性が否定性と結合されたものにはかならない。また共存性はある実体の他の実体との相互的规定における因果性であり、最後に必然性は可能性自体によって与えられる存在 (Existenz) にほかならないのである。しかしだからといって第三のカテゴリーは単なる派生的概念であり悟性の根本概念ではないなどは考えられない。なぜなら、第一と第二のものとの結合が第三の概念をもたすためには、悟性のある固有な自発的行為 (Actus) を必要とし、その行為は第一のものや第二のものの場合に行われるものとは同一ではないからである。そこで数という概念(それは総体性のカテゴリーに属する)は多数の概念と単一性の概念とがあつても必ずしも可能という訳ではない(例えば無限なもの表象において)。また原因の概念と実

体の概念とを両方結合したところで、ある実体が他の実体において生じた何かあるものの原因になりうるというほどにまで、影響というものは理解されない。そのためには悟性の固有の活動を必要とし、このことはその他の項目のカテゴリーについても同様である。

② 第三項目に含まれる共存性のカテゴリーだけは、論理的機能の表においてこれと対応する選定的判断との一致が、他の場合ほど明白ではないので若干の付言を必要とする。およそ選定的判断においては、判断の全範囲（その下に包括されているものの総ての集合）は部分からなる一つの全体として、区分されたものとして示される。そして一つの部分は他の部分の下に包括されないものであるから、それらは並列化されているものであつて従属化されているのではない。従つてまた系列においての如くお互いが一方的にはなく、集合体におけるように相互的に規定されるものである（一つの区分肢が置かれる時には他の総てがそこからしめ出されるし、その逆も同様である）。ところで類似の結合は諸々の物のある全体において考えられる。というのも、結果としてのある物がその存在の原因としての他の物に従属せしめられるのではなく、同時に他の物の規定について原因として相互的に付属せしめられるからである

（例えば一つの物体において、その諸部分はお互いが相互的に牽引し合うと共にまた抵抗し合つている）。これは単なる原因と結果（理由と帰結）の関係に見出されるものとは全く別な結合である（そこにおいては帰結が更にまた理由を規定するということはなく、それ故それと一つの全体をなすということもない）。かくして悟性は、一つの物が可分的であると考える時にも、選定的判断におけると同一の表象の仕方に従つていふことができる——つまり一個の物の各部分は、それぞれ他の部分とは独立の存在をもちながら、しかもなお全体において結合されていふと表象するのである<sup>17)</sup>。

### 3 純粹悟性概念（カテゴリー）が対象に關係する仕方についての先驗的証明

我々の悟性は、純粹総合のための概念とそれに対応する表象を自からの内にア・プリオリに含むものであることが既に証明された。そこで次には、それら純粹悟性概念（カテゴリー）がいかにして対象に關係しうるかについての先驗的証明が開始される。ところでカテゴリーは、我々が対象を思惟しうる唯一の条件なのであるから、それによつてのみ対象の經驗的認識が（思惟の形式に關しては）可能となるア・プリオリな条件ともい

(18) する。それ故ここでの先験的証明は、これらカテゴリーが我々の客観的認識としての経験を、いかにして可能ならしめるか——カテゴリーの客観的妥当性——の原理を証明することでもあることになる。カントにとつて最も多くの労苦を課したとされるこの批判的研究に我々も付き随つてみることにしよう。

(19) 諸表象からなる雑然たるもの (Mannigfaltige) はある直観——この直観は単なる感性的なものであり従つて受容性に他ならない——において与えられうる。そしてこの直観の形式——この形式は主観が触発される仕方以外のものではないが——はア・プリオリに我々の表象能力 (Vorstellungsvermögen) のうちに存しうるものである。しかしながら、雑然たるもの一般の結合は、感官によつては決して我々の内に生じえない。それ故また感性的直観の純粹形式のうちに同時に含まれているということもありえない。結合は表象力 (Vorstellungskraft) の自発性の行為だからである。この自発性は感性とは異なっており、悟性と呼ばれなければならない。するとおよそ総ての結合は悟性の行為であり、この事は我々がそれを意識してしようといまいと、直観の雑然たるものの結合であれ種々な概念のそれであれ、更にまた直観についてもそれが感性的直観であれ非感性的なそれであれ、変りがないということになる。こ

の悟性の行為には綜合 (Synthesis) という一般的名稱が与えられる。それは次のことを明確にするためである。すなわち、我々が客体においてなにかを結合しているものと考えるのは、常にもつてそれらを結合しておいた時だけであるということ、そしてあらゆる表象のうちで結合は、客体によつて与えられうるものではなくて、主観自身によつてのみ整えられうる唯一の表象だということである。結合が主観の自己活動性に基づく行為 (Actus) である以上これらは当然のこととされなければならない。しかし結合の概念は、この雑然たるものの綜合という概念だけではまだ成立しない。これに統一という概念が必ず付け加えられなければならない。結合は実に雑然たるものの綜合的統一の表象だからである。(20) それ故ここでこの悟性行為の検証にあつても、まず統一のそれが取り上げられ、次にはその統一のために行なわれ綜合の行為がこれに続くという順序でなされなければならない。そして最後にこれらの検証を前提として対象がカテゴリーによつて綜合的に統一されていく仕方が論証されることになる。

「私は考える」は私の一切の表象に伴いなければならない。さもなければ全く考えられえないものが私の内で表象されることになるであろう。しかし考えられえないようなものは表象が

不可能であるか、さもなければ少なくとも私に対しては無であるかのどちらかであろうことを意味している。およそ一切の思惟以前に与えられる表象は直観と呼ばれる。そうすると直観の一切の雑然たるものは、かかる雑然たるものがそこに見い出される主観において、「私は考える」という表象と必然的な関係をもつことになる。この表象は自発性に基づく行為であり、従ってこれを感性に属するものとはみなしえない。カントはこの表象を純粹知覚意識 (reine Apperzeption) と名付けて、經驗的なそれから区別し、更にまたこれを根原的知覚意識 (ursprüngliche Apperzeption) と名付ける。<sup>(22)</sup> なぜならそれは、他の一切の表象に伴いえなければならず、また一切の意識において同一なるものであるが故に、他のいかなる意識からも導来せられないところの表象を産出する自己意識だからである。この知覚意識こそ、直観において与えられる雑然たる表象に先験的統一を与え、それらの表象を結合しようとする意識に他ならない。悟性は自発性に基づく行為である知覚意識によってこの先験的・根原的統一をなすのであるが、その際には諸表象の結合のために概念を用いる。そしてそれによって表象の対象について我々にとつての客観的認識をえようとする訳である。すると知覚意識が、対象を判断するために雑然たる表象を一つの意識に

において統一し、それらを結合させるには、それら表象がそれによつて規定され結合される唯一の条件たるカテゴリーによらなければならない。換言すれば、総ての感性的直観は、それが客観的認識となるためにはその雑然たるものが一つの意識において和合する (zusammenkommen) 条件としてのカテゴリーに従わなければならないということである。この悟性の行為は、判断の論理的機能に他ならず、それ故知覚意識の綜合的統一の原則は、一切の悟性使用の最高原則として位置付けられなければならない。<sup>(23)</sup>

知覚意識による統一は、純粹悟性概念(カテゴリー)をもつてする雑然たる表象の結合であつた。従つてこの場合になされる綜合は先験的綜合であるばかりでなく純粹に知性的な (intellektuell) 綜合である。だが知覚意識による感性的直観の綜合的統一は、これだけでは実現されえない。そのためには、今いつたカテゴリーによる雑然たる表象の綜合に基づくもう一段の先験的綜合を必要とする。それは、受容性としての感性を通じて我々に与えられた直観のなから、カテゴリーによつて結合可能な雑然たる表象に対応する直観を見出して、そのような表象の綜合を生じせしめるそれである。悟性の自発的綜合行為がここまで達することによつて始めて、カテゴリーは現象(感

性の形式に従って感性的直観として規定されるところの)への適用可能性——客観的実在性——をもち、そして感性的直観が必然的に従わなければならない条件ともなりうるからである。かかる感性的直観の雜然たるものの綜合は形象的な(Himg. u. Fig.)綜合と呼ばれ、カテゴリーにおいて思惟されるだけの知性的綜合から区別される。それはまた、知覚意識の根原的・綜合的統一との關係が問題とされる時には、構想力 (Einbildungs- u. Kraft)の先驗的綜合と呼ばれなければならない。構想力とは、対象が現存していなくてもそれを直観において表象しうる能力である。我々にあつては、悟性概念に対応する直観を与えうるのはひとり感性のみであるが故に、この点からいえば構想力は感性に属しており悟性のみで実現しうる能力ではない——従つて構想力による表象の産出は感性の形式たる空間と時間に従わなければならない。しかし構想力による綜合は、感性の如く単に規定されるものではなく、規定するものであるところの自発性の営為である。それ故この能力は、知覚意識の統一に基づいて、感官をその形式に従つて規定する悟性の感性に対する作用にほかならない。そもそも我々の悟性は、直観の能力ではないし、またたとえ感性において直観が与えられていても、それを自分の内に取り入れて自分自身の直観における雜然たるも

のとして結合することができない。そこで悟性は、構想力の先驗的綜合の名の下に一切の表象がそこに属する内感を觸発して、一般的概念やカテゴリーに従つて綜合しうる雜然たる直観を見出し、それらを内的に規定して一定の直観の綜合を生ぜしめる能力を絶対に持たなければならぬ。<sup>24</sup>かくして我々にあつては雜然たるものの結合は、時間關係に従つてのみ直観しうるものとされることになるのである。

悟性の純粹悟性概念による綜合行為については、もう一つの論証されるべき重要な問題が残されている。それは、悟性一般として総括されている能力の内の判断力——対象の表象が概念に包摂されるかどうかを判別する能力——に關するものである。特に純粹悟性概念(カテゴリー)との關係で、この能力について特別な論証を必要とする理由は全く次の点にある。一般に対象を一つの概念の下に包摂する場合には、その対象の表象はいつでも概念と同質なもの (Bezeichnig) でなければならぬ。換言すれば、概念はその下へ包摂されるべき対象において表象されるところのものを、自分の内に包んでいなければならぬ。対象が概念に包摂されるという表現は、正にそのことを意味しているからである。ところが純粹悟性概念を経験的(つまりおよそ感性的)直観と比較すると全く異質的であり、

それはいかなる直観においても決して見出されえない。それならば、後者を前者の下に包摂することがいかにして可能なのか、従ってまたカテゴリーの現象への適用はいかにして可能なのかの先験的理論が当然要求されるのである。するとここに次のことが明らかとなる。すなわち一方ではカテゴリーと、また他方では現象と同質性があり、そして前者の後者への適用を可能にするような第三のものがなければならぬということである。この媒介をなす表象は純粹なもの(一切の経験的なもののない)でなければならず、しかも一方では知性的であり他方では感性的なものでなければならぬ。そのようなものが先験的図式(Transzendente Schema)であり、この図式の役割をするものこそ直観の綜合が総てそこで行われるところの時間にほかならない。以下に略述しよう(詳細は次項4参照)。

悟性概念は、雑然たるもの一般の純粹な綜合的統一を内包している。時間は内感における雑然たるものの形式的条件として、従ってまた総ての表象の結合の形式的条件として、純粹直観において一つのア・プリオリな雑然たるものを内包している。ところでおよそある先験的時間規定が普遍的であつて、ア・プリオリな規則に基づくものである以上は、それはカテゴリー(時間規定の統一を意味する)と同質である。しかし時間が雑然た

るものの各々の経験的表象に含まれている以上は、時間規定は他方において現象と同質である。だからカテゴリーの現象への適用は先験的時間規定を介して可能になるのであり、それが悟性概念の図式として後者を前者の下に包摂する媒介をなすのである。次にはその図式をカテゴリーの順序に従いそれとの関連で見えてゆくことにしよう。①悟性概念としての分量の純粹な図式は数である。数は一つずつの(同質のものとしての)繼起的加算を包括する表象である。それ故数はある同質な直観をもつた雑然たるもの一般の綜合による統一にほかならず、それは私

がその直観の把握(Apprehension)による綜合において時間そのものを産出させることを通じてなされる。②実在性は純粹悟性概念としてある感覚一般に相応するところのものである。従つてその概念自体がある存在(時間における)を示すところのものである。そして否定は、その概念がある不存在(時間における)を表わすところのものである。すると両方の対立は同一の時間が充たされたものか、空虚な時間かの区別であることになる。時間は直観的形式であり、従つてまた現象としての対象の形式にすぎないから、この対象において感覚に対応するものは物自体としての一切の対象の先験的実質(Transzendente Materie)である。ところでおよそ感覚は度(Grad)あるいは

分量を有し、それによって同一の時間を、換言すればある対象の同一の表象に関する内感を、無(=0)否定)に至つて消滅するまでより多く又はより少なく充たすことができる。それ故実在から否定へのある関係と連関、あるいはむしろ移り行きがあつて、この移行が各々の実在を量として現わすのである。そしてある物の量としての実在性の図式は、それが時間を充たしている限りまさにこの量の連続的で一様な産出である。この時間を充たしている量による実在性の規定は否定による(否定との関係での)実在性の規定にはかならない。なぜならそれほど程度に否定しえないかということによる実在性の規定の仕方なのだからである。③実体の図式は、時間における実在の不变性である。換言すれば経験的時間規定一般の基体(Substratum)ともいふべき実在の表象であり、それ故他の総てのものが変化しても常住するものである(時間は消滅することがない、変遷するものの現存在がそこにおいて消滅するのである——従つてそれ自体変遷しない常住的な時間に現象において対応するものは、現存在において変遷しないもの即ち実体であり、現象の継起や同時的存在が時間に従つて規定されるのは専らそれについてなのである)。ある事物の原因と因果性一般の図式は、そのものが任意に設定されると他のなにかあるものが常にこれに

続くような実在である。だからこの図式は、雜然たるものの継起が規則に従っている限りでの、その継起からなっている。共存性(相互作用)の図式、すなわち実体の偶有性に関する相互因果性のそれは、一方の実体の規定と他方の実体の規定との普遍的規則に従つた同時存在である。<sup>(26)</sup>④可能性の図式は、種々な表象の総合と時間一般の諸条件との合致である(例えばある事物における相反するものは同時的ではなく継起的にのみ存在しうる)。だからそれはなんらかのある時点での事物の表象の規定である。現実性(Wirklichkeit)の図式はある特定の時間における現存在である。必然性の図式はあらゆる時点でのある対象の現存在である。

これらの説明から、それぞれのカテゴリーの図式はいずれも時間規定を含み、これを表示していることが明らかとなる。すなわち分量の図式としては、ある対象の継起的把握における時間の産出を——性質の図式としては感覚(知覚)と時間表象との綜合又は時間の充実を——関係の図式としては、あらゆる時点での(即ち時間規定の原則に従つての)知覚相互の関係を——最後に態様とそれのカテゴリーの図式では、ある対象が時間に属するかどうか、どのように時間に属するかという対象規定の相関者としての時間自体をそれぞれ含みかつ表示している

のである。これらの図式は、各々の純粹悟性概念に対象との關係を与え、従つてまた意義を与える真正でかつ唯一の条件であるということが出来る<sup>(27)</sup>。

以上の論証からカントは次のような重要な結論に到達する。すなわち、我々は感官に現われうる限りの対象(即ち現象)を、カテゴリーによる結合の法則によつてア・プリオリに認識しようということ、それ故また現象の総体としての自然に法則を指定し、それどころかその自然を可能ならしめようということである。というのも、総ての自然認識は自発性としての行為である知覚意識の根原的統一に従つており、その結果カテゴリーによつて思惟しうる表象とそれに対応する直観だけが意識的に綜合され結合されることになるからである。換言すれば、自然の一切の現象はそれが認識となるためには必ずカテゴリーによる結合に従わなければならないからである。そして自然における現象の法則が、悟性とそのア・プリオリな形式に合致しなければならぬということとはなんら不審とするには及ばない。それは現象そのものが感性的直観のア・プリオリな形式に合致しなければならぬのと全く同じだからである。法則は現象のうち存在するのではなく、およそ悟性を有する限りで現象がそれに固有なものであるところの主観に關してのみ存在するのであ

る。確かに物自体ならば、それを認識するような悟性がなくても、物自体そのものの合法則性を必然的に具えているであらう。しかし単なる表象としての現象は結合能力が指定する結合法則以外のものには決して従わない。そしてそれ故にまたこの結合により認識された自然法則は我々に客観的妥当性を有することになるのである<sup>(28)</sup>。

(1) およそ一切の思惟よりも前に与えられるところの表象は直観と呼ばれる (reine Vernunft, (B) S. 132. 篠田「純理」二七六頁)。後述の如く我々には思惟に際して対象が現存していなくてもこの対象を直観において表象する能力(構想力)があり、それによつて思惟より以前に与えられた諸直観を一つの認識にまで綜合することができる (reine Vernunft, (B), S. 151 ff. 篠田「純理」一九三頁)。

(2) reine Vernunft, (B), S. 33. 篠田「純理」八六頁。

(3) reine Vernunft, (B), S. 56 und 71. 篠田「純理」一〇六頁、一一八頁。

(4) reine Vernunft, (B), S. 34. 篠田「純理」八七頁。

(5) reine Vernunft, (B), S. 38 f. 篠田「純理」九〇頁。

以下。

- (6) 空間は単なる概念ではない。どんな概念でも無限数の種々な可能的表象のなかに、共通標徴として含まれる表象と考えられなければならない。そして概念はこの共通する一つの表象によつて無数の表象を包括するわけである。だがそれがもともと概念である限りは無限数の表象そのものを自分の内に包括しているものとして考えることはできない。だが空間はそうのように考えられうる(唯一の空間をなす一切の部分は同時に無限でありうる(唯ら)。故に根原的な空間表象はア・プリアリな直観であり、概念はそれにそえられたものに過ぎない (reine Vernunft, (B), S. 39 f. 篠田「純理」九二頁以下)。又空間は物自体に附属しているものでもない。もしそうだと仮定すれば、空間は経験から抽象化されるが、その引き離しにおいて混乱して表象される現象的関係と見なされることになる。そうすると現実空間において存在するものに関してのア・プリアリな数学的学説の必然的確實性を否定せざるをえなくなるであらう (reine Vernunft, (B), S. 56 f. 篠田「純理」一〇六頁)。
- (7) reine Vernunft, (B), S. 59. 篠田「純理」一〇八頁
- (8) 時間は論証的概念でも一般的概念でもない。多くの異なる時間は同一の時間のそれぞれの部分にはかならないが、唯一物の客体によつてのみ与えられる表象は直観である。実際また「多くの異なる時間は同時的には存在しない」という命題は、一般的概念からは導出しえないであらう。この命題は総合的命題であり、概念だけから生じうるものではないからである (reine Vernunft, (B), S. 47. 篠田「純理」四七頁)。
- (9) reine Vernunft, (B), S. 49 ff. 篠田「純理」一〇〇頁。従つて我々は「一切の物は時間のうちにある」ということはできない。この物の概念に条件を付して「現象としての一切のものは時間のうちにある」といえば、この原則は客観的妥当性とア・プリアリな普遍性をもつことになる (reine Vernunft, (B), S. 52. 篠田「純理」一〇二頁)。
- (10) reine Vernunft, (B), S. 73. 篠田「純理」一一〇

頁、一一一頁。

- (11) reine Vernunft, (B), S. 74. 篠田「純理」一三三頁。
- (12) reine Vernunft, (B), S. 91. f. 篠田「純理」一四〇頁。
- (13) reine Vernunft, (B), S. 94. ff. 篠田「純理」一四二頁。
- (14) 大前提が仮定的命題であり、かつ媒介概念をもたないところの二つの命題(先行命題と後続命題)からなる直接推論 (Logik, Elementarlehre, §75.)。
- (15) それ故この仮定推論は根拠証明であり、一つの証明であるべき理性推論でありえないことは明らかだとされる (Logik, ibid.)。
- (16) reine Vernunft, (B), S. 105 ff. 篠田「純理」一五二頁以下。
- (17) ここでは付言されていないが、実体と偶有性のカテゴリーも理解しにくいと思われるので、それに触れられている箇所を摘示しておきたい。「断定的判断の機能は、主語の述語に対する関係の機能であった。例えば『すべての物体は可分的である』がこれである。しかしし悟性の単なる論理的使用では、両方の概念のうちどちらに主語の機能を与え、どちらに述語の機能を与えるかは決定されなかつた。我々は『ある可分的なものは物体である』ともいいうるからである。しかし私が一旦物体の概念を実体のカテゴリーの下に置くならば、そのカテゴリーによって次のことが定められる。すなわち経験における物体の直観は常に主語であり、決して単なる述語と見なされてはならないということである。』(reine Vernunft, (B), S. 128. f. 篠田「純理」一七三頁)。
- (18) かかる経験的認識は経験と呼ばれる(reine Vernunft, (B), S. 147. 篠田「純理」一八九頁)。
- (19) Kritik der reinen Vernunft, I. Aufl. (A), vorrede, X. 篠田「純理」一九頁。
- (20) reine Vernunft, (B), S. 129 ff. 篠田「純理」一七三頁以下。
- (21) 悟性が自発性の機能である以上、その活動はまず対象をカテゴリーによって統一しようとする意識に始まり、次にそれで統一しうる直観を探し出し総合しようとする行為へと進んでいくはずだからである。
- (22) 自発的にカテゴリーによって知覚を統一しようとする

意識という趣旨で *reine Apperzeption* を純粹知覚意識と訳した。従って経験的知覚意識とは経験によって生ぜしめられたそれということになる。

(23) *reine Vernunft*, (B), S. 132 ff. 篠田「純理(B)」一七五頁以下。

(24) *reine Vernunft*, (B), S. 150 ff. 篠田「純理(B)」一九二頁以下。この綜合は、直観の把握 (*apprehension*) による綜合とも呼ばれる。

(25) 「異なった時間は繼起的である」という原則は先験的時間規定にも当然あてはまる。しかし他方では時間は直観(表象)の形式であるから、経験的表象にも実際にそのようなものとして含まれることになる。

(26) 関係のカテゴリーの図式については後述する純粹悟性原則の説明のなかでより詳しく論じられている。

(27) *reine Vernunft*, (B), S. 171 ff. 篠田「純理(B)」二一〇頁以下。

(28) *reine Vernunft*, (B), S. 159 ff. 篠田「純理(B)」二〇〇頁以下。

(未完)

# Grundlegung der Lehre über die Sittlichkeit und das Recht von Immanuel Kant

Takenori SAKAMOTO\*

## Inhaltsverzeichnis

1. Einleitung—Das Verhältnis der Lehre der Sittlichkeit mit der Kritik der Vernunft
  2. Die prinzipien a priori der Erkenntnisse der Gegenstände
- (Fortsetzung folgt)

---

\*Professor an der Universität Senshu